

Title	アメリカ革命とジョン・ロック：アメリカ革命政治思想史研究の一視角(七)
Sub Title	The American revolution and John Locke : a discussion of political thought of the American revolution
Author	大森, 雄太郎(Omori, Yuhtaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2000
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.69, No.2 (2000. 3) ,p.141(309)- 162(330)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20000300-0141">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20000300-0141</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# アメリカ革命とジョン・ロック

—アメリカ革命政治思想史研究の一視角(七)—

大森 雄太郎

## 第三章 茶法からレキシントンへ、一七七三年—

一七七五年

(四)

さて次に、危機のこの段階におけるロック的な抵抗権の言語の表出を追跡してゆこう。この時期においても、植民地の著作者たちがしばしば「統治の解体」のレトリックによつて、植民地の抵抗運動を概念化した事は、例えはすでに本章第一節で若干触れた、一七七四年の『退役軍人からボストン駐屯軍の将校への手紙』が明確に証言しているところである。匿名の著者はロイヤリストの立場から、きわめて興味深い事にも、植民地に動乱

を巻き起こしているイデオロギー的な源泉が、ロックとハリントンにあると観測している。そして、彼らの政治理論が「ユートピア的」にして「実行に適さない」にもかかわらず、抵抗陣営の植民地人がそれを本国・植民地間の現実政治に適用しようとしている、として非難している。この著作者が抵抗の植民地人を「ロック氏の弟子たち」と呼ぶ時、彼がロックの抵抗権論を念頭に置いている事は明瞭である。彼によれば、ロック政治学の本質は、契約が破られ統治が解体した時、「人々はもし望むならば、もともと彼らがそこから出て來た自然状態に帰する自由を持つ」という、無政府主義的な信念に存した。<sup>(1)</sup> そして、この様な誤った教理に基づいて、植民地のロックの弟子たちは次の様に扇動しているのである。即ち、

源初の契約が破られたのであるから、我々はあらゆる忠誠義務を解除されたのである。自由の友たちは參集せよ、等等。彼らは読むこともできるし、また書きもある。彼らはその手許に、アメリカの立派な諸決議や公的諸文書を大量に持つてゐる。そして、やがてはロック氏の大砲を彼らの主人に向けることであろう。彼らはすでにそうし始めているではないか。<sup>(2)</sup>

「ロック氏の大砲」は、当然の事ながら、本国・植民地間の緊張が発火点に達しつつあり、ラディカルなプロパガンディストたちが武力動員をすでに呼びかけつつあつた、マサチューセッツを中心とするニュー・イングランドにおいて、最も明確に使用されている。以下、危機のこの段階におけるロック的抵抗権論のレトリックの特徴を挙げるならば、次の四点に要約する事ができる。

第一に、マサチューセッツにおいてさえも、ロック政治論には存在しない「国王廷臣による陰謀」という共和主義的觀念がいまだに見られはするものの、国王個人に対する批判的な言説が、この時期には全植民地的に現れつつあつた。この傾向は、前の段階に引き続いて、とりわけニュー・イングランドで顯著であつて、ニュー・イン

グランドにおいては明確に国王を対象として、ロック抵抗権の言語が使用されている。第二に、前の段階に引き続いて、ロックの移住論に基づく植民地独立国家論＝帝國国家連合論の枠組みの中で、ロックの抵抗権論が援用され続けている。しかもこの枠組みにおけるロック的言語が、国王による信託違反のコンテクストにおいて、より明確に提示される様になつてゐるのである。

第三に、危機が深まるにつれて、ロイヤリストが植民地の抵抗を「反乱」あるいは「大逆罪」であると声高に批判し始めたのに応じて、抵抗の著作者たちが、彼らの抵抗を「反乱」ではなく、イギリス本国の「圧制」によつて不可避となつた、いわばリアクティヴな行為であると規定し、そのためにロック抵抗権論の重要な構成要素である、人民の政治的判断の保守主義の主張や、「反乱」についての逆説的な定義に訴えている。最後に第四点は、この段階においても、イギリス本国あるいは国王を批判するためのロック抵抗権の言語は、マサチューセッツを中心とするニュー・イングランドに集中して見られるのであるが、ニュー・イングランド以南の植民地においてさえも、多少異なつたコンテクストにおいて、「統治の解体」や「天への訴え」のレトリックが表出し

続いている事である。

「国王廷臣による陰謀」という共和主義的観念は、この時期に入つてもなお、全植民地の著作物に広く見ることができる。一七七五年三月、レキシントン・コンコード直前のニュー・イングランドにおいてさえ、例えばアリヴァ・ノブルが、この観念に基づく典型的な観測を提起している。ノブルによれば、ジョージ三世は宫廷の取り巻きによつて目を眩ませ、彼の廷臣の「秘密の計画」に欺かれているために、アメリカにおける彼の臣民に対し憤慨しているに過ぎないのであつて、植民地人が陳情を通じて、彼ら自身が国王の「誉れ高い精神に満ちた臣民」である事を国王に知らしめさえすれば、国王は直ちに植民地の苦情を除去するはずであった。<sup>(3)</sup>なお、繰り返し付言するならば、この様な観測は、国王権力を非現実的に高く位置づける帝国国家連合論に合致しているのであつて、帝国国家連合論が、国王による信託違反の信念と合流して分離・独立の正当化論に変容する以前に、帝国構造の説明論として維持される限り、この種の国王像が完全に払拭される事はなかつた、と考えるべきである。

しかしながら、正にこの変容が一七七四年前後の

ニュー・イングランドでは明確に起こりつつあつたのであり、ニュー・イングランドにおいては多くの著作者は、ノブルの様に楽観的な幻想をもはや抱いてはいなかつた。植民地からジョージ三世に向けられた一連の請願が何の効果ももたらさなかつた事は、すでに一七七三年以前に、ボストンの若干のラディカルな分子をして、反国王のコントラクトにおける抵抗権論を提起せしめつた。そして茶法制定後は、ニュー・イングランドの多くの著作者たちが、国王の「慈善」(benevolence)に対する幻滅を経験した結果として、もはや国王批判を躊躇しなくなつた。しかも少なからぬ著作者たちが、対本国戦争のための武力動員をさえ呼びかけ始めるようになつてゐる。

ニュー・イングランド以南の植民地においてさえ、單に国王に対する請願や諫言によつては植民地の苦情は除去され得なかつた、との観測が広がりつつあつた。そしてこの様な観測があつたからこそ、通商ボイコットという、より穩健でない形態の運動が促進された、と見るべきであろう。中には、ニュー・イングランド以南においてはいまだ例外的ではあれ、ジョージ三世を直接批判し始めた著作者さえいた。例えば、一七七五年にニュー・

ヨークで出版されたパンフレット、『イギリス領植民地

における常備軍の不要』は、植民地の抵抗の対象を論理的によく整理して指し示している。匿名の著者は、一七四年の拡大された軍隊宿営法を非難しつつ、同法は、「廷臣たちが如何なる手段によつて、我々の自由に対する陰謀を企てようとしているかを、あなた方に証明して見せている」、と主張している。<sup>(4)</sup> しかもまた、著者にとつて同法は、「合法的な権力の限界をあまりにも凶悪な仕方で越えてしまつた」「利己的な本国議会」の生み出した産物に他ならなかつた。しかしながら更に重要な事柄は、「もしも国王が「彼の軍隊を植民地において」保持しようと企てるならば、「植民地の」人々の金銭に対する恣意的な権力を不正に行使するのでなければ、如何にしてその企てを達成できるというのであろうか?」として、この著者が国王自身を議論の正面に持ち出している事である。<sup>(5)</sup> なお、前節においても言及した様に、一七七四年の『イギリス領アメリカの権利の要約』におけるジェファースンの批判の主たる対象も、すでに国王に移行していたのであって、ジェファースンはジョージ三世が本国議会を抑制する事を怠つたとして、直接的な国王批判を展開している。<sup>(6)</sup>

さて、この時期に至つても、他の植民地の著作者たち

がロック的な抵抗権論を展開する事を、おおむねひかえていたのに対し、「ロック氏の大砲」は、ボストンを中心とするニュー・イングランドにおいて、最もしばしば使用されている。しかもニュー・イングランドの「ロック氏の弟子たち」は、抵抗の対象をウエストミンスターからホワイトホールに移行させつつさえあつた。例えば、ニューヘイブンのサミュエル・シャーウッドは、本国議会のみならず、間接的にではあれ国王を攻撃するために、「統治の解体」のレトリックに訴えている。一七七四年に行われた、政治的支配者についてのシャーウッドの説教は、専らロック的な自然権論の言語によつて組み立てられてゐる。そして、支配者の役割について考察した箇所で、彼は立法権力と同時に行政権力が、法による支配を順守するべき事を強調し、本国議会と同時に国王にも言及しつつ、次の様に述べてゐる。

彼ら「支配者」が、彼らの官職の本来の目的と意図に反して行動することによつて、彼らの支配するべき社会を解体せしめ、従つて、直ちに彼らのあらゆる主権と権威とを喪失する、という事態が起こり得るのである。――――この様に陰鬱な事態が生じた時、市民社会は解体し、人々は自然状態に回帰す

るのである。そしてこの時、彼ら「人々」は、彼らの好む形態や条件で彼ら自身をして再び社会を形成するという、もともと彼らが持っていた同じ自由を持つてはいるのである。<sup>(8)</sup>

また、他の箇所においてシャーワッドは、受動的服従と非抵抗の原理を激烈に批判しつつ、抵抗の自然権を中心としている。即ち、「所有権は人間のあらゆる法に先行する」のであるから、支配者によって所有権が侵害されるならば、被治者は正当に「神に判断を仰ぐ」事ができるのである。植民地の他の多くの抵抗の著作者たちと同様に、シャーワッドもまた、ジェイムズ二世がイギリス臣民によつて「廢位せしめられた」とする、イギリス革命についてのラディカルな観点を提示した上で、ジェイムズ二世と彼の臣民の間の抗争を、本国・北アメリカ植民地間の危機と比較している。彼にとつても、いづれの場合も革命の原則は同一なのであった。<sup>(9)</sup>

シャーワッドの国王批判がなお曖昧さを残しているのに対し、ニュー・イングランドの他のラディカルなロック的著作者たちの中には、明瞭に国王を対象として抵抗権論を展開している著作者たちがいた。その最も雄弁な例は、一七七四年十月に行われ、一七七五年に『政

治的統治に関する短いエッセイ』としてハートフォードで出版された、ダン・フォスターの説教であろう。この説教においてフォスターは、ロックのテクストを直接引用することはしていないのだが、「人民は彼らの国王を廃位し、国王に従属する他のあらゆる官職保持者や支配者の権力を剥奪する権利と権威を持つてはいる」、と主張するために、ロック的な自然権論に基づく統治論を展開している。<sup>(10)</sup> フォスターの議論は、とりわけ統治権力の形成過程に関する叙述において、きわめてロック的である。即ち彼によれば、諸個人は自然状態に止まり続けることもできるのであるが、彼らのパーソンと財産に対する自然権をより良く確保するために、任意の同意と信託によつて社会を形成し、統治を設立したのである。そして彼らは、この過程でこの目的のために、彼らの自然権の一部を権力に譲渡した。しかしながら、個人は財産権を放棄する事はできない。というのは、財産の保全こそがまさに統治の設立の目的だったからである。従つて、諸個人は彼らの財産が権力によつて侵害を受ける時いつも、その権力に抵抗する自然権を保持してはいるのである。<sup>(11)</sup> そしてフォスターは、この様な前提的主張を反王国のコンテキストに位置づけて、もしも国王が彼に託さ

れた信託を破棄し、彼の権威の本来の基盤を無視するならば、人民は彼を「廢位」し、彼を「権力と信託の座」から「取り除く」自然権を行使し得る、との大胆な議論を展開している。<sup>(12)</sup>一七七四年のダン・フォスターにおいては、ロック抵抗権論の標的は、本国議会や廷臣から明確に国王に移行しているのである。<sup>(13)</sup>

さて次に、ロックの抵抗権論が植民地独立国家論と融合した議論の局面を検討しておこう。すでに「平穏の時期」において、ボストンのラディカルな抵抗権論者たちが、植民地独立国家論の枠組みの中で、「統治の解体」を語り始めていた。彼らの観点からすれば、イギリス本国、あるいはより整合的には国王自身が、植民地に対して抑圧的な政策を施行する事によって、独立諸国家間の（より正確には、独立国家としての個別植民地と帝国の国王としてのイギリス国王の間の）統治契約に基づいているはずの本国・植民地関係を解消しつつあるのであつた。そして、茶法制定後、レキシントン・コンコードまでの期間においても、ニュー・イングランドの一部の著作者たちが、この枠組みにおいて植民地の抵抗運動を概念化し続けている。

一例を見てみよう。一七七三年十一月の『マサチューザ

セツツ・スパイ』誌上に、「マサチューセッテンシス」の筆名で現れたエッセイは、移住論を起点とする精緻な議論を展開してはいないのであるが、諸植民地を明確に独立国家と見なしている。著者は、イギリス本国と個別植民地の関係が、統治契約を結ぶ以前には自然状態にあつたとするロック型の独立国家論の前提に立つて、本国が植民地人の同意なくして彼らの財産を取得しようと試みた事によって、国家間の国際法を破り、「彼ら自身を我々との間で戦争状態に置いた」との議論を展開している。『統治論第一論文』第三章、「戦争の状態について」の第十八節と十九節における、個人の自己防衛権に関するロックの議論を要約しつつ、著者は、「ロック氏の述べている様に」、強盗による暴力の脅威にさらされた個人は、自己の生命を守るために武力を行使する権利がある、と主張する。そして著者によれば、この様な戦争状態においては、

あなたは、この場に至つては唯一の規則となつた自然法の原則に立つて、自己を防衛するのであり、彼の生命は彼が失つて、あなたの手中にあるのであるから、あなたは彼の生命を奪つて償いとするのである。――この規則は国家間にも妥当するのである。

あつて、他の諸国家を苦しめ、強奪し、奴隸化しようとする人々に対しても有効なのである。

ここにおいては、独立の個人間の関係に関する自然法が、独立の国家間の関係に転用されている事が注目に値する。そして、戦争状態における自己防衛は、著者が要約した直後の二つの節においてロックが明示している様に、まさに「天への訴え」に他ならないのである。但し、「マサチュー・セッテンシス」は、植民地独立国家論に立脚し、本国・植民地関係を戦争状態と規定しているにもかかわらず、統治契約の他方の当事者をイギリス本国として曖昧化し、国王の占める位置に一切言及しないという不透明さを残している。

この様な曖昧さを払拭してしまつてるのは、モーゼス・マサーの『公正なる世界に対するアメリカの訴え』である。マサーは、ロック型の独立諸国家としての植民地とイギリス国王との間に結ばれた統治契約の觀念に立つた上で、国王批判を展開し、従つて、国王による契約違反によつて諸植民地が本来の独立国家に回帰する、との主張を展開しているのである。すでに前節で詳しく検討した様に、レキシントン・コンコードの直前に出版されたこのパンフレットは、きわめて明確にロック型の

独立国家論に基づいて、イギリス帝国国家連合論を提起している。その上でマサーは、ジョージ三世が「彼の「我々に対する」保護を撤回し、我々に對して戦争をしかける」事によつて、「我々から忠誠義務を解除し、我々をいやおうなく服属から解き放つた「のであるから」、我々は必然的に独立的となるのである」と宣言している。<sup>(15)</sup> マサーが武力抵抗の必要性を強調する時、「統治の解体」や「天への訴え」といつたロック的な表現を、特に用いている訳ではない。彼は単に、「攻撃的な戦争も、保全と防衛のために必要な際には、時には正当化されるであろう」と述べているに過ぎない。<sup>(16)</sup> しかしながらマサーの議論は、植民地の抵抗論がロックの移住論・独立国家論の枠組みの中で展開され、しかも後の独立宣言における様に、統治契約の当事者を明確に国王自身に設定し、その国王が契約を破棄したとする時、論理の必然として、植民地が「必然的に独立的となる」とする主張を導く事を示した例として、きわめて重要である。

さて、印紙法危機以来の植民地の抵抗論の特徴の一つとして、植民地がイギリス本国の政策に押されて、いわばリアクティヴな行為として抵抗せざるを得ない立場に立たされた、とするレトリックとセンティメンツがあつ

た。そして、この様なレトリックの延長線上で、抵抗の著作者たちは、実定法より高次の自然法においては、抵抗する被抑圧者ではなく抵抗を誘発した抑圧者こそが、反乱者と見なされるべきであるとする、「反乱」についての逆説的な定義をしばしば強調して来た。この様なレトリックは、ロイヤリストが論争上の反攻を開始した茶法制定後の段階で、とりわけ強く見られるようになる。

ロイヤリストの観点から見れば、請願や諫言以上の方策は「反乱と大逆罪」を成すに等しかつた。例えば、「マサチューセッテンシス」書簡のダニエル・レナードが一七七四年暮れに、「我々はルビコン河を渡つてしまつた」と嘆いた時、それは植民地の抵抗陣営が、抵抗の越えてはならない一線を積極的に越えてしまつた、という事を余儀なくさせてしまつた」と主張させている。<sup>(19)</sup> 抵抗の著作者たちや、恐らくは彼らによつて扇動された植民地大衆にとつては、「イギリスによる抑圧」が余りにも重大となつたため、一定程度の圧制には忍従する植民地人が、いやおうなく反乱的な抵抗に結集せざるを得なくなつたのであって、この様な抵抗は彼らにとつては、全く反乱にはあたらないのであつた。そして、この様な権力に対する忍従や、抵抗のための重大な理由といったテーマは、「反乱」に関する逆説的な定義とともに、ロックの「統治の解体」のレトリックの重要な構成要素を成しているのである。

例えば、上で検討したパンフレットにおいてモーゼス・マサーが、「我々は必然的に独立的となる」と述べた時、彼はこの様な事態が、「我々の行為や選択によつ

てもたらされたのではない。——我々がそうなるのは、アメリカ人の反抗的なスピリットによるのではない、避け得ない必然性によるのである」と付け加えてい<sup>(18)</sup>る。あるいはまた、一七七三年十月という早い段階において、『マサチューセッツ・スペイ』誌上の「イギリス人とアメリカ人の対話」の匿名の著者は、アメリカ人の側をして、「あなたたちの不自然な権力の乱用や專制こそが、我々をして独立国家「の形成」を熟考する事を余儀なくさせてしまつた」と主張させている。抵抗の著作者たちや、恐らくは彼らによつて扇動された植民地大衆にとつては、「イギリスによる抑圧」が余りにも重大となつたため、一度の圧制には忍従する植民地人が、いやおうなく反乱的な抵抗に結集せざるを得なくなつたのであって、この様な抵抗は彼らにとつては、全く反乱にはあたらないのであつた。そして、この様な権力に対する忍従や、抵抗のための重大な理由といったテーマは、「反乱」に関する逆説的な定義とともに、ロックの「統治の解体」のレトリックの重要な構成要素を成しているのである。

この点で『統治論第二論文』が直接引用されている例を見てみよう。すでに本章第一節で若干触れた、一七七

四年に少なくとも植民地の三誌に掲載された、「統治について」と題する新聞エッセイは、実際には『統治論第二論文』から九個の節を抽出して転載したものであつた。<sup>(20)</sup>そして、この記事をまとめたエディターは、「ロックの威儀と名声が、余りにも重大なる権威を持つてゐるため

に、政治と統治に関するあらゆる論題において、彼の議論はいやおうのない説得力を持つてゐる様に思われる」として、この記事を印刷する動機を表明してゐる。これら九個の節の内容は、植民地人にとってロック政治論のどの局面が最も重要であつたか、を示すものとして興味深い。すでに見てきた様に、抽出された最後の三節は、

一三八節から一四〇節の全文であり、ここでロックは、彼の有名な所有権に関する一文を含めて、代表（同意）と課税の関係を、立法権力抑制の第三原則として提起している。そして、目下の考察の対象となる他の六個の節は、第十九章、「統治の解体について」の二二二節から二三七節にあたつてゐる。

二二二節は、印紙法危機以来、抵抗の著作者たちによつてしばしば引用されて來た節である。この節においてロックは、立法権力並びに君主による信託違反を、統治の内部的解体の二つの要因として取り挙げてゐる。し

かしながら、「統治について」のエディターは、ロックの議論を専ら反本国議会のコンテキストに限定する目的で、君主による信託違反を扱つた同節の後半部分を意図的に削除してゐる。即ち、

立法者たちが人民の財産を奪取し、破壊しようと企てたり、彼ら「人民」を恣意的権力の下で奴隸の状態におとしめようとする時、彼ら「立法者たち」は彼ら自身を人民との間で戦争状態に置くことになる。

そして、人民はそれによつてもはやどの様な服従義務からも解放され、神が全ての人々に、力と暴力に對して対抗するために与えた、共通の非難手段に訴えることになるのである。

これに続く三個の節において、ロックは人民の政治的判断の受動性ないし保守的性格を強調してゆく。そうする事によつてロックは、人民に抵抗権を認めるならば、些末な失政によつてさえも不必要で無責任な政治的混乱がもたらされる事になる、とする反論に前もつて回答を与えるとしているのである。記事のエディターが転載している様に、ロックは次の様に主張してゐる。即ち、

一部の人々が示唆する程には、人民は易々として彼らの古い「統治」形態を捨て去ることはしないので

あつて、彼らが慣れ親しんで來た「統治の」枠組みの中に公然たる欠陥があつても、それらを改善するようになると彼らを説き伏せることは、ほとんどできないものなのである。

この様な人民の本性的受動性や保守主義に関するロツクの観測は、植民地の抵抗の著作者たちによつて、「天への訴え」の正当化論として、しばしば援用されている。

というのは、人民が本来保守的であり、重大な根拠のない限り抵抗権を發動しないのであれば、結果として見れば、生起した抵抗運動は常に正当化されるものと見なし得るからである。従つて、この新聞エディターが、若干の変更を加えつつ、一二五節から引用している様に、

長い一連の権力の乱用や術策が、みな同じ方向に向かつていて、そのためにその意図が人民の目に見えるものとなり、人民が彼ら自身どこへ行きつつあるかを知るならば、その様な時に彼らが立ち上がる行動するのは、不思議な事ではないのである。

後にジエファスンと大陸會議が、独立宣言において、「人類は害悪に耐え得る限りは、彼らの慣れ親しんでいる〔政府の〕形態を破棄して彼らの権利を回復するよりは、〔その害悪に〕耐えようとするものである」と述べ、

「しかしながら、長い一連の権力の乱用や篡奪が常に同一の目的を追求していく、彼らを絶対的な専制の下におとし入れようとする意図が明らかであるならば……」といふ一文を挿入した時、彼らは、しばしばロツクのテクストによつて表現された、植民地の抵抗運動のこの様な一般的メンタリティを代弁していたに過ぎなかつたのである。

この新聞記事で印刷された最後の二節（二二六節と二七節）において、ロツクは、人民の抵抗権が統治を不安定にする事はない、との主張を更に補強するために、「反乱」の概念を検討している。即ちロツクにおいては、自然法の原則からすれば、不正な権力の行使によつて反乱を惹起せしめた政治権力の側に、反乱の責任があるのであり、「反乱」とは正当な権威に対する正当化し得ない反抗に他ならない。人民は、支配者による政治権力の不正な行使が、抵抗の根拠として十分に重大とならない限りは、抵抗権を發動しないのであるから、彼らが「天に訴え」た時、彼らを反乱者と呼ぶべきではない。むしろ、「法に反して力を行使する」支配者たちこそが、「反乱 [rebellare] を行うのであり、即ち彼らは戦争状態を再び現出させるのであって、まさしく反乱者たちなので

ある」。抵抗の著作者たちが、「ウイッグによる反乱と大逆罪」というロイヤリストの主題に反論する時、彼らは、重大で正当化し得る根拠なくして抵抗運動を展開しているのではない、とのセンティメンツをしばしば表明している。そして、ロックによる「反乱」の逆説的な定義は、彼らがこの様なセンティメンツの表現を引き出した、政治的言語の源泉の一つとなっているのである。<sup>(21)</sup>

以上に検討して来た新聞記事は、ロックのテクストの中で国王による信託違反に関する論述を、意図的に削除することによって、記事の全体を反本国議会のコンテクストに限定した。これに対して、ボストンのセカンド・チャーチの牧師であったジョン・ラスロップは、まさに国王を攻撃するために、ロックの「反乱」の概念を用いている。一七七四年におこなわれた、ボストン民兵団に対するラスロップの説教は、「強圧的諸法」に対抗して、キリスト教徒でさえも「彼らの敵に対して剣を抜く」正当な権利を持つ、とする主張を展開しているのであるが、説教の全体が、聖書的な議論よりはロック的な自然権論・抵抗権論に基づいて組み立てられている。『統治論第二論文』に言及しつつ、また、『統治論第二論文』を引用して専らサミュエル・アダムズによって起草された、

一七七二年の『ボストン・タウンのフリーホルダーやその他の住人のタウン・ミーティングにおける議決と議事』にも言及しつつ、ラスロップは、「確立された憲制に変更を加えようとする者は、臣民であれ支配者であれ、反逆の罪を負うのである」と主張している。当然の事ながら、彼の念頭にあつたのは、マサチューセッツの政府形態の変更を企てた「強圧的諸法」である。そして、これに続いてラスロップは、「国王に対して抵抗する教理」をさえ強調してゆく。<sup>(22)</sup> 即ち彼は、ロックが、国王による信託違反は下級官吏による不正よりも更に悪い、と議論している二〇二節を引用しつつ、大胆にも次の様な主張を展開している。

よく確立した社会やネイショナルや国家の法は、国王たちより上位にあり、人民と同時に彼らをも服従させるようになされているのである。——従つて、反逆や反乱とは、支配者によるのであれ臣民によるのであれ、源初の契約や社会の憲制と法に対して行われる暴力的行為のことである、と見なされてよい。<sup>(24)</sup> ロックに言及しつつ、また恐らくはロックからインスピレイションを得て、ラスロップは国王を攻撃するために、「反乱」の逆説的概念に訴えているのである。<sup>(25)</sup>

以上の様に、ニュー・イングランドの抵抗の著作者たちの一部は、単に「統治の解体」のみならず、国王による「統治の解体」を語り始めていた。しかしながら、他の植民地においては、この時期に至つても抵抗のプロパガンディストたちは、ロックの抵抗権論の言語を使用する事を躊躇していたように見える。かわりに、ニュー・イングランド以南においては、本国に対する抵抗の要請以外の目的で、時にはロックの抵抗権論が用いられている。例えば、ロイヤリストのジョセフ・ギャロウェイが、前節で検討したパンフレットにおいて、植民地独立国家論に対する彼の論駁を補強するために、皮肉にも「統治の解体」に言及している。即ちギャロウェイによれば、もしも国王が、かれの論敵たちが主張する様に、イギリス「国家の臣民に移住の認可を与えて、彼らを立法府の権威への服従から放免するならば」、国王は「これによつて彼の王位を喪失するのである」。ロイヤリストにとっては、イギリス憲制において議会が国王に優越するのであるから、国王が彼の臣民の本国議会への服従義務を解除する権力は持ち得なかつたはずである。にもかかわらず、国王があえてこの様な認可を与えるのであれば、「人民はこの様な認可の付与という害悪を防ぐために、

害悪が他の方法によつて防止されない限り、彼らの本来の権威を回復する」であろう。ここにおいて人民が「本来の権威を回復する」とは、「天に訴える」ことを意味している。というのは、ギャロウェイ自身が指摘している様に、この様な原理はまさにロックの「統治の解体」に他ならないからである。<sup>(26)</sup>

次に、「統治の解体」が、対本国抵抗運動以外のコンテキストにおいて用いられた他の例として、フィラデルフィアのクエイカーホン商人大つた、リチャード・ウェルズの議論を検討してみよう。ウェルズは、第一回大陸會議の開催直前の一七七四年六月から八月にかけて、いぜんとして保守的勢力が優勢を占めていたペンシルヴェニア植民地議会を批判する立場から、『ペンシルヴェニア・パケット』に一連のエッセイを寄稿し、これらを後に『若干の政治的考察』というパンフレットとして出版している。ウェルズの政治的立場はやや微妙である。一方で彼は、フィラデルフィアのラディカルなコミニティー運動に反対し、本国議会に対する「慎重な反対」と同時に、「心情のこもつた和解の申し出」を提唱している。彼は、心理的には植民地の独立への志向を示しながらも、完全な分離・独立というラディカルな主張を排

斥している。しかしながら他方で彼は、「イギリスの軽率さと前代未聞の愚かさ」を痛烈に批判し、通商ボイコット戦略を、「我々の手に残された唯一の自然で平和的な救済策」であるとして、これを確固として支持している。ウェルズは、このパンフレットのほとんどの頁を、通商ボイコット戦略の実践的有効性に関する議論で埋め尽くしているのであるが、「新たな民衆的植民地議会」の必要性を主張した箇所で、「統治の解体」のレトリックを導入している。彼によれば、イギリス本国が植民地に対する抑圧を継続し、現在の植民地議会がそれを制止し得ないのであれば、

その時には、最も興味をそそる、最も驚くべき時期

が到来するのである。ネイショングンがその政府から何の利益をも引き出せないならば、まさに政府の目的そのものが頓挫するのであって、不幸な住民は自然状態にほぼ回帰せしめられ、全てを新たに始めねばならないのである。<sup>(27)</sup>

「もしもイギリスが権力の恣意的行使によって、我々を無政府の状態に回帰せしめるのであれば」、そして「もしも我々が我々の憲制によって立てられた植民地議会から何の助言も得られないのであれば」、ペンシル

ヴェニア人は「民の声 [Vox Populi] を頼み」とし、「古い組織に多少は似通つた新しい組織」としての、民衆的な植民地議会を設立するであろう、とウェルズは警告している。<sup>(28)</sup> 実際、彼にとつて打倒されるべきは、本國の何らかの政治的権威ではなく、保守的なベンシルヴェニア議会であつた。「新たに始める」という表現によつて、彼は穩健な抵抗政策を遂行するための、新しい植民地議会を提唱しているのであつて、本国・植民地関係の精算を主張しているのではない。ここにおいては、抵抗陣営内稳健派の論客が、不輸入運動の遂行に積極的ではない植民地議会に反対するために、ロックの抵抗権論を援用している事が、注目に値する。<sup>(29)</sup>

さて最後に、ロックの抵抗権論に潜在する社会的ライカリズムについて、若干の説明を付け加えておきたい。「統治の解体」のレトリックは、抵抗の著作物において重要な役割を演じ続けて来た。しかしそれは、今までのところ、抵抗陣営の内部的な社会的対立のコンテクストにおいては現れてはいない。植民地ウイッグのエリートたちは、彼ら自身が一層「革命的」になつてゆくと同時に、他方で民衆的勢力に対する懸念を常に抱いていた。ロイヤリストの観点からすれば、抵抗の指導者た

ちが「ウイッグによる專制」を達成するためには、無知な「愚衆」(mob)を扇動し、利用しているのであつた。これに対しても、抵抗運動のエリートたち自身は、彼らが制御し得ない民衆の政治力を解き放つてしまつたのではないか、と常に恐れていた。植民地における論争のこの様な社会的側面は、植民地人が彼ら自身の政府を設立し始める」とになる一七七六年までは、パンフレットや新聞において、あまり表面に現れてはいない。しかし、植民地ウイッグのエリートの持つていたこの不安の、初期的で微妙な表現を看取る」ことはできる。例えば、茶法制定直前の段階において、ボストンのシメオン・ハワードは、「剣による防衛」に備える必要性を主張するなど、ロックの抵抗権の言語を語つてゐるのであるが、同時に「富を持つたジョントルメン」のリーダーシップを殊更に強調している。あるいは、一七七四年八月に、サウス・カロライナのウイリアム・ベンリー・ミレイトンが、抵抗運動のエリートの置かれた不安定な立場をよく示している。ミレイトンは、「強圧的諸法」に反発して、決定的に抵抗陣営に身を置く」とになつたのであるが、同時に「民衆的自由の横溢」と「」の植民地におけるローカルな大衆的政策」には反対する口(31)を強調している。植

民地の抵抗の著作者たちは、イギリス革命の「革命の原則」に関する、十八世紀イギリスにおいては異端的にラディカルなロック的理解をしばしば表明し、それをもつて彼ら自身の革命原則としていた。にもかかわらず、ロック政治論に潜在する社会的ラディカリズムは、アメリカのイデオロギーのシーンにまだ現れてはいないのである。<sup>(32)</sup>

## 註

(1) Anon., *A Letter From a Veteran, To The Officers of The Army Encamped at Boston* (New York, 1774), 10.

(2) *Ibid.*, 11.

(3) Oliver Noble, *Some Strictures Upon The Sacred Story (Newbury-Port, 1775)*, 24-25.

(4) Anon., *No Standing Army In The British Colonies* (New York, 1775), 5.

(5) *Ibid.*, 9.

(6) Thomas Jefferson, *A Summary View Of The Rights Of British America* (Williamsburg, 1774), 16ff.

(7) Samuel Sherwood, *A Sermon Containing, Scriptural Instructions to Civil Rulers, and all Free-Born Subjects* (New Haven, 1774), 12-13.

(8) *Ibid.*, 18-19.

(9) *Ibid.*, 26-31.

- (1) Dan Foster, *A Short Essay On Civil Government*, The Substance of Six Sermons, Preached in Winsor - - - - - (Hartford, 1775), 5.

(11) *Ibid.*, 5-16, 47-55.

(12) *Ibid.*, 56-60.

(13) 互捲の復讐ノリ、例へば次のペハトニアムを記したゞ  
シ。 Peter Whitney, *The Transgression of a land Punished by a multitude of Rulers* (Boston, 1774), 16-18.

(14) "Massachusetts," in *Massachusetts Spy*, November 18, 1773.

(15) Moses Mather, *America's Appeal To The Impartial World* (Hartford, 1775), 68-69.

(16) *Ibid.*, 6. つかつたがるゝ マチーナムニテアバズ「越田ニシテ國籍」の體領ア、國トシムル教説の同體性ウの  
異特ニ、シヘヌタルニセ語也。 See *Ibid.*, 62.

(17) "Massachusettensis" Letter I in *Boston Post Boy*, December 12, 1774; Bernard Mason ed., *The American Colonial Crisis*; *The Daniel Leonard-John Adams Letters to the Press*, 1774-1775 (New York, 1972), 5.

(18) Moses Mather, *America's Appeal To The Impartial World*, 69.

(19) "Dialogue between the BRITONS and AMERICANS," in *Massachusetts Spy*, October 7, 1773.

(20) "ON GOVERNMENT," in *Providence Gazette*, August 20, 1774; *Pennsylvania Packet*, September 19, 1774; *New Hampshire Gazette*, October 21, 1774.

(21) ノイギリヌムニテ、ロシク的表現"が用ひられたる他の  
例ナシトゼ、次の新聞ニシテヤマセ眼のぞだ。 "A Friend to Old and New-England," in *Boston Post Boy*, September 1774; "JOSHUA the son of NUN," in *Massachusetts Spy*, October 14, 1773.

(22) John Lathrop, *A Sermon Preached To The Ancient and Honorable Artillery-Company In Boston* (Boston, 1774), 15.

(23) *Ibid.*, 20.

(24) *Ibid.*, 17-18.

(25) 田ニ、六カ月後の説教ニシテ、ハベロニアム植民  
地の本国との従属がめだらに利益を強調シ、本国に対する  
絆健な反対と和解の方策を羅列シテ。 See John  
Lathrop, *A Discourse Preached, December 15th 1774*, - - - (Boston, 1774).

(26) Joseph Galloway, *A Candid Examination Of The Mutual Claims Of Great-Britain, And The Colonies* (New York, 1775), 22-23.

(27) Richard Wells, *A Few Political Reflections* (Philadelphia, 1774), 12. Cf. secs. 219 and 227 of the *Second Treatise*.

(28) Richard Wells, *A Few Political Reflections*, 13.

(29) リジ監獄ニ、ノーハ・ヘハタハシミスナリ  
「統治の解体」のナトリックが表出してゐる例ナシト  
ゼ、ハーバードワットのナトリック・ヘハトウカヤニト  
シベーダシトヲ・ハナハタハシミスナリ。 Isaac Hunt, *The Political Family: Or A Discourse, Pointing Out The Reciprocal Advantages* (Philadelphia,

1775), 13; Thomas Jefferson, *A Summary View Of The Rights Of British America* (Williamsburg, 1774), 12. ロイヤリストのハントにとつては、イギリスとアメリカ植民地は一個の政治体を成しているのであるが、この政治体における統治の解体は、植民地人が本国議会に対しても当然負っている服属を撤回した事によって、引き起こされたつたのであるのであつた。他方ジェファースンは、ニューヨーク議会停止法を批判するために、統治の解体のレトリックを用いていふ。ジェファースンにとつては、

ニュー・ヨークの「一個の自由で独立の立法府」が、他の同等で一個の立法府に過ぎない本国議会の制定法によって停止されたのであって、本国議会によるこの様な権利の侵害が更に許容されるならば、植民地の諸政府は「解体し」「それら〔諸政府の〕人民は自然状態に回帰する」のである。

(30) Simeon Howard, *A Sermon Preached To The Ancient and Honorable Artillery-Company, in Boston* - - - - - (Boston, 1773), 35-40.

(31) William Henry Drayton, *A Letter From Freeman of South-Carolina* (Charles-Town, 1774), 4-5.

(32) ベガワス革命の「革命の原則」に関する、ロイヤリストと抵抗派の間の相違については、最も明瞭には、匿名ロイヤリストによる *Remarks Upon A Discourse Preached December 15th 1774* (Boston, 1775), 5 と匿名の抵抗の著

作者による *A Serious Address To The Inhabitants Of The Colony Of New York* (Boston, 1775), 4 を比較された。

#### 第四章 レキシントンから独立宣言へ、一

七七五年—一七七六年

##### (一)

一七七五年四月十九日、レキシントンにおける一発の銃声によつて、アメリカ植民地と母国イギリスとの間に、現実の戦争の火蓋が切つておとされた。イギリス正規軍はボストンに撤退し、植民地側による同港の包囲戦が開始された。この包囲は、一七七六年三月に、イギリス軍がロイヤリストを伴つてノヴァ・スコシアに避難するまで続くことになる。マサチューセッツの植民地会議 (Provincial Congress) は、直ちに植民地軍を動員し始めた。レキシントン・ヨンコードの一ヵ月後には、ボストン郊外のバンカー・ヒルで更に血なまぐれい戦闘が戦われた。植民地側はこの戦闘に敗れはしたもの、彼らの戦闘能力がイギリス正規軍に引けを取らない事を証明して見せた。この間イギリス本国は、大規模な植民地攻作戦を開始すべく、ニュー・ヨーク港に兵力を送り始めた。

しかしながら、一七七五年五月十日に大陸会議が再開された時、植民地の立場はいまだに曖昧であった。一方

で、フィラデルフィアに集まつた各植民地代表は、實際に戦争を遂行せねばならなかつた。レキントン・コンコードによつて加熱された「愛国的な」熱氣の中で、彼らは全植民地的な軍事動員を開始し、大陸軍を創設して、ジョージ・ワシントンを指揮者に任命した。ワシントンはボストン包囲軍の指揮を執るべく、直ちにマサチューセッツに赴いた。バンカー・ヒルの戦いは、植民地側の軍事闘争の決意がゆるがない事を示して見せた。同年六月には、大陸会議が「武器をとる事の大義と必要性の宣言」を発して、植民地側の武力抵抗の理由の説明を試みた。しかしながら他方で、事態の急速な展開にもかかわらず、大陸会議の多数派は、いぜんとして分離・独立には慎重な立場をとつた。上記宣言の前日に、大陸会議は「オリーヴの枝の請願」を発し、ジョージ三世に対しても和解への援助を要請している。いづれにせよ、全植民地が独立に向けて一致するには、戦争開始後一年以上を要することになるのである。

ジョン・ディキンソンに代表される抵抗陣営内穏和派が、本国との妥協を模索する中で、本国による一連の対植民地強政策が、植民地世論の加熱とあいまつて、大陸会議における穏和派の立場をますます困難にしていった。

一七七五年八月には、ジョージ三世が、国王に対する最後の請願であつた「オリーヴの枝の請願」を拒否し、植民地が反乱状態にあると宣言した。国王の請願拒否のニュースは十月にはフィラデルフィアに届き、穏和派の和解の努力にもかかわらず、大陸会議のほとんどの代表者は、妥協の努力がもはや無効である、と考えるようになつていた。そして翌一七七六年一月十日には、トマス・ペインの『コモン・センス』が出版された。この才氣あふれるパンフレットは、多くの植民地人の意識下で恐らくは起こりつた心理的変化に、端的な表現を与える事によって、分離・独立に向けて世論を決定的に動員してしまつた。ペインの議論は、植民地人が君主制に対しても持つていた心理的こだわりから、彼らを解放する事によって、独立と共和国の形成に対する植民地人の最後の抑制を解き放つた。そして分離・独立は、ニューヨーク・イングランドにおいてのみならず、今や全植民地において、議論の公然たる主題となつたのである。

一七七五年十月に本国議会がアメリカ差し押さえ法(the American Prohibitory Act)を通過させたとのニュースは、翌年一月にフィラデルフィアに届いた。イギリス海軍にアメリカ商船の拿捕を命じる同法を国王が

認可した事は、植民地側から見るならば、植民地人の国王への忠誠を解除する理論的プロセスを完結させるものであった。というのは、植民地人にとっては、彼らに対して戦争を遂行し、彼らを反乱者と呼んだ国王が、今や公然と彼らの財産を没収する挙に出たからである。即ち、国王が植民地人への保護を撤回したのであるから、植民地の側は国王への忠誠の撤回を正当化される事になるのである。<sup>(1)</sup> こうして植民地は、本国から分離し、個別植民地の憲法を制定するプロセスに入る事ができるようになつた。本国との妥協の可能性がきわめて稀薄になつてゆくのに応じて、穏和派の大陸会議代表も、独立を受け入れ始めた。そして、一七七六年五月十日には、大陸会議が十三植民地に、それぞれ新たな政府の形成に着手する事を認可した。同六月には、ヴァージニアからの訓令を受けたりチャード・ヘンリー・リーが、分離・独立を求める決議案を大陸会議に提出し、独立宣言を起草するための委員会が任命された。七月四日には、トマス・ジェファーソンによつて最初の草稿が書かれ、同委員会と大陸会議によつて修正が加えられた独立宣言が、大陸会議によつて採択された。

一七七五年暮れ以後、事態が分離・独立に向けて急展

開してゆく中で、共和国を樹立するという見込みが、様々な社会的カテゴリーの人々の思惑を刺激した。大陸会議に集まつた代表者たちにとつては、民衆的勢力を抑制する必要が重大な関心事となってきた。抵抗運動のエリートたちは、「愚衆」(mob) とその指導者の台頭を常に恐れて来たのであるが、今や彼らの不安が明白な現実性を帯びるようになったのであって、彼らは、一方で母国イギリスからの分離をめざしつつ、他方ではアメリカにおける彼らの政治権力の基盤の維持に注意を払わねばならなかつた。

さて、危機の最終段階にあたるこの時期に、レトリックの平面では何が起こりつつあつたかを概観しておこう。レキシントン・コンコードによつて、政治的抵抗が現実の武力闘争に変化したのに応じて、抵抗の著作物は、ますます戦争プロパガンダの様相を呈するようになつてゐる。抵抗運動における「公徳心」(public virtue) や植民地の内部的結集(union) の要請が一層声高に叫ばれるようになり、母国との平和的交渉を企図する穏和派の声は、ラディカルな抵抗論の洪水の中に飲み込まれてしまつてゐる。とりわけ、危機の前の段階で論争上的の大反攻を行つたロイヤリストは、イデオロギー的アピールを

ほぼ完全に失つてしまつてゐるのであって、抵抗の指導者たちによつて「專制と陰謀」が行はれてゐる、とする彼らの告発は、「愛國的な」<sup>(2)</sup>熱狂の中でかき消されてしまつてゐる。しかもこの時期に至ると、ロイヤリストは印刷機へのアクセスをほとんど持つていなかつたのであつて、唯一のロイヤリスト印刷業者であつたニー・ヨークのジェイムズ・リヴィングトンの印刷所は、一七七五年十月に抵抗グループによる略奪を受けて、営業を停止している。『コモン・センス』と独立宣言の間に出版された二十七篇の政治的パンフレットのうちで、メリーランドのジェイムズ・チャルマーとニュー・ヨークのチャールズ・イングリスによる一篇のみが、からうじてロイヤリストの信条を表現してゐるに過ぎない。

レキシントン以後の抵抗の著作物に最も広く見られ、イデオロギーのシーンを支配した主題は、アメリカにおける神の摂理という默示録的信念、及びこの信念と密接に関連した主題として、植民地人の「悔悟と改心」(repentance and reformation) の要請である。前章ですでに触れた様に、これらの宗教的ないし道徳的主題は、植民地期を通じて長い伝統を持つてゐたのであるが、いづれも茶法制定後の一七七三年以後に、著作物の表面に

顕著に現れるようになつてゐる。そして一七七五年以後、危機が頂点に近づくにつれて、これらの主題が植民地の著作物の主要な枠組みを構成するようになつてゐる。この事は、この時期には、政治問題に関する説教の印刷が、政治的パンフレットの多数を占めていた事に、部分的には由来している。しかしながら、純粹に政治的なパンフレットや新聞エッセイにおいても、キリスト教の神がアメリカにおいてその摂理を実現しつつあり、「イギリスによる抑圧」は、アメリカ人をして万人的な道徳的改心に導くための神のプランに他ならない、とする信念を広く看取することができる。そしてまた、「公徳心」の要請も、基本的には「愛国心」(patriotism) を求める戦時アジテーションの一形態であると同時に、宗教的「悔悟」のレトリックとも融合しあつてゐる。

アメリカの摂理的使命や宗教的・道徳的「改心」の主題は、「徳と腐敗」(virtue and corruption) の言語とからまつて、イギリス帝国から離れつた植民地人の心理を、屈折した仕方で表現したもの、として理解されるべきである。「悔悟と改心」の要請は、しばしば旧世界の「腐敗」と対照させて提起されてゐる。著作者や説教師たちは、植民地の最初の定住において摂理の歴史

を開始した、と彼らの見なした植民地の父祖たちの純粹性を回復するために、質素さや勤勉さや公徳心の必要性を殊更に強調した。そして彼らは、この様な植民地の歴史のイメージを、人々が「奢侈」(luxury)にひたる事によって腐敗の淵に沈みつつある、と彼らの見なしたイギリス本国の像と対照させて見せた。<sup>(3)</sup>ここにおいては、「腐敗」の概念が、単に「イギリスの專制」の原因としての国王廷臣の企図を説明する装置から、イギリス本国全体の道徳的状態を叙述する装置に変容・発展している。しかもより重要な事には、植民地の著作者や説教師たちは、「徳」と「腐敗」の一項対立を用いて、アメリカとイギリスを区別するようになつてゐるのである。植民地人のメンタリティにおけるアメリカは、母国に関する否定的なイメージを通じて、ますます母国の单なる延長や外廷ではなくなり、ますますそれ自身の価値を持つた独自の空間に成りつたのである。この主題こそが、一七七五年と七六年における、植民地のイデオロギーのもつとも重要な局面を成していた。この点では、植民地人をして植民地独立国家論を形成せしめた同じセンティメンツが、今や道徳的・宗教的言語によつて、異なった表現をも取るようになつた、と見なしてもよいであらう。

レキシントン以後の論争における他の重要な特徴は、分離・独立を視界に入れたプログラマティックな様式の議論が、より広く見られるようになる事である。本国から分離が実行可能か否かといった議論は、独立が早くから公然たる論争点になつて、ボストンにおいては、一七七三年末ころには現れつつあつた。しかしレキシントン以後には、この種の議論が全植民地において論じられるようになつてゐるのであって、一層多くの著作者たちが、次の様な主張を提起するようになつてゐる。即ち、北アメリカ植民地は本国への従属によつて通商上の不利益を被つてゐるとか、本国による海上の保護は、植民地の商業的発展にとつて不可欠の条件ではないとか、植民地が結集すれば、その戦闘能力はイギリスの軍事力に同等または優越するとか、あるいは、とりわけフランスとスペインからの援助の見込みを考慮すれば、国際環境はアメリカの独立にとつて有利な状態にある、といつた議論がさかんに展開されている。そして、これらの議論は、ペインが『コモン・センス』における独立を志向するための主張として、平明な文体でセンセーショナルに提起した後には、植民地の著作物の間にさらに広く見られるようになつてゐる。

政治的事態の経緯やイデオロギー的當為の結果として、植民地の独立が強い現実性を持つようになり、しかも一七七六年に入つて、個別植民地が憲法制定過程に入った時、民主的共和国の樹立を主張するペインの議論が、アメリカ人はどの様な統治形態を選択すべきかという、全く新たな論争を惹起した。ジェイムズ・チャルマーやチャールズ・イングリスといった僅かのロイヤリストが、なお彼らの政治的信条を印刷し得たが、彼らの反独立論の根底には、独立が実行不可能であるとする主張とともに、イギリス型混合憲制の形態での君主制の擁護があった<sup>(4)</sup>。これに対し、ジョン・アダムズやカーター・ブラックストンといった抵抗運動のエリートたちは、独立を志向したものの、混合憲制を信奉し、新しくアメリカに設立される政治システムは、イギリスのモデルに従うべきである、と考えていた。彼らは、公徳心こそが統治の根幹になければならないが、公徳心は「時々は少數の個人によつて保たれてはいても、如何なる国家においても、人民大衆を特徴づけるものでは決してなかつた」として、「民衆的政府」の構想を批判している。<sup>(5)</sup>この様なエリートの発想に対抗して、とりわけ『興味深い問題についての四つの手紙』の匿名著者に代表される、社会的

にラディカルな著作者たちは、ペインの立場を支持する論陣を張つてゐる。<sup>(6)</sup>彼らは混合政体の觀念を排斥して、より単純な形態の政府を設立すべき事を提唱し、より平等主義的な代表制度の実現を要求した。とりわけ、それぞれの主張の結果として、エリートが一院制立法府を提唱したのに対し、ラディカルな勢力は一院制立法府の構想を支持した。なお、以上の様な、独立後のアメリカの政治システムについての論争という、全く新しい議論の次元においては、ロックの政治的言語は、独立宣言以前には何らの役割も演じていない<sup>(9)</sup>。

#### 註

(1) 差し押され法 (the Prohibitory Act) の理謬的重要性については、特に次の研究を見られた。Jack N. Rakove, *The Beginning of National Politics: An Interpretative History of the Continental Congress* (New York, 1979), 81.

(2) ペンフレットにおける<sup>(7)</sup>は、この時期にこの様なロイヤリストの主題を体系的に展開してゐる唯一の著作者は、ハリソン・グレイである。Harrison Gray, *A Few Remarks Upon Some Of The Votes and Resolutions Of The Continental Congress* (Boston, 1775).

(3) この対照を最も明瞭に提示している例としては、次についての四つの手紙の匿名著者に代表される、社会的

*The Dominion of Providence over the Passions of Men* (Philadelphia, 1776); Samuel Sherwood, *The Church's Fright Into The Wilderness* (New York, 1776)。ハシトームサムエル・シャーワード・ペイジ著上に現れた次のハッセイドおれ。“CATO's” Letter VII “To the PEOPLE of PENNSYLVANIA,” in *Pennsylvania Packet*, April 15, 1776 (reprinted in *New-York Gazette and Weekly Mercury*, April 29, 1776 and in *Maryland Gazette*, May 2, 1776)。ハシトームサムエル・シャーワード・ペイジ著は“CATO”の筆名でウイリアム・スミスが書いた新聞エッセイである。スミスはイギリス型の憲制を擁護し、政府諸部門間の抑制・均衡の構想を提起しつつ、政治権力を「行使する人々が一人であれ多数であれ」、非君主制的政府であつても専制的となり得る、

(15) John Adams, *Thoughts On Government. Applicable To The Present State Of The American Colonies* (Philadelphia, 1776); Carter Braxton, *An Address To The Convention Of The Colony And Ancient Dominion Of Virginia* (Philadelphia, 1776).

(6) *Ibid.*, 15.

(7) Anon., *Four Letters On Interesting Subjects* (Philadelphia, 1776)。ハシトームサムエル・シャーワード著は「アーノン」。Anon., *Remarks On A Late Pamphlet Entitled Plain Truth* (Philadelphia, 1776)。

(8) 云々の様な社会政治の立場の立派な文書は、次の一回の研究課題である。Eric Foner, *Tom Paine and Revolutionary America* (Oxford, 1976), chap. 4.

(9) ハシトームサムエル・シャーワード著は「アーノン」。